

山形市立蔵王第二小学校「いじめ防止基本方針」

令和7年度版

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（文部科学省「いじめ防止対策推進法 定義 第二条」）

上記の考えのもと、本校では、全教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全児童が、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、本校の「いじめ防止基本方針」を策定しました。

2 いじめ防止のための教職員の基本姿勢

- （1）いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有します。
- （2）「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」という共通認識をもち、自浄作用のある学校・学級作りに努めます。
- （3）児童一人一人の自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進します。
- （4）「いじめの様態」の共通認識をしっかりとっておき、いじめの早期発見のために、様々な手段を講じ、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。
 - ・「ふざけ合い」や「けんか」であっても看過せず、被害性に着目して対応します。
 - ・好意で行った行為であっても、相手に苦痛を感じさせてしまっている場合は、必要に応じて柔軟な対応を検討します。

<学校でのいじめのサイン>

- ① 急に体調不良などを訴えるなどし、遅刻や早退が増えてくる。
- ② 授業開始前など、机、椅子、カバンなどが乱雑になってくる。
- ③ 学用品、教科書、体育着、ズックなどが隠される。学用品の破損、机やノートへの落書きが見られる。
- ④ 日頃交流していない友人たちとの行動や授業に遅れる場面が見られるようになる。
- ⑤ 授業の中で、間違いに対しての皮肉や笑い声が繰り返し起こる。
- ⑥ 先生の指示を受けたり注意されたりすると、クラス内にどよめきや視線による目配りなどが起こる。
- ⑦ 特定の子どもの発言に、多くの子ども達が反対したり、質問したりする。
- ⑧ 図工、家庭、書写の時間の後に、衣服の汚れが目立つ。
- ⑨ その子どもの近くの席に誰も座りたがらない。または、机や椅子等に触れたがらない。
- ⑩ 休み時間や給食、清掃の時間など、一人で行動していることが見られる。
- ⑪ 休み時間などに特別な用事がないのに、職員室や保健室に出入りして過ごす。
- ⑫ 黒板や机等に、あだなや「〇〇死ね」などの落書きが見られる。
- ⑬ インターネットサイト（ブログ・ブログ・学校裏サイト等）への誹謗中傷等の書き込みの噂が流れる。

- （5）当該児童の安全を保障するとともに、いじめの早期解決のために、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたります。
- （6）当該学級担任だけでなく、組織的に対応します。
- （7）学校と家庭、関係機関が協力して、事後指導にあたります。

3 いじめ防止対策のための組織の設置

（1）学校内の組織

① 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任による「いじめ防止対策委員会」を設置します。必要に応じて委員会を開催します。

ただし、小規模校である本校の実態から、基本的には全教職員で全ての事案に対応します。

② 「子どもを語る会（サポート会議）」

定期的「子どもを語る会」で、児童・学級の様子や指導についての情報交換、及び共通認識、今後の指導についての話し合いを行います。

(2) 家庭や地域と連携した組織

- ・「学校運営協議会」

年に3回（今年度は5月、9月、1月）、授業参観等を通して、児童の学習・生活の様子を伝え、意見をいただきます。メンバーは以下の通り。（教育後援会長、同窓会長、主任児童員、山形学園長、蔵王コミュニティーセンター長、PTA会長、PTA母親委員、学識経験者）

4 いじめの未然防止の取り組み

(1) いじめ対策年間計画（別表）

(2) 子ども理解に基づく教育活動の推進

①授業改善

＊生徒指導の機能を重視した「分かりやすい授業：全ての児童が参加・活躍できる授業」を展開し、自己有用感を高めます。

②学習ルール・規律づくり

＊正しい姿勢、発表の仕方・聞き方の指導

③互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間（学級集団）づくり

＊話し合い活動・学級活動の充実

＊主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」「絆づくり」をします。

④温かい学級経営・教育活動

＊児童に愛情を持ち温かい声がけをし、一人一人を大切にしたい学級経営と児童に自己存在感や充実感を与える教育活動を推進します。

⑤自尊感情を高める学習活動や学級活動、学校行事

＊授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫し、個々の違いを認め合う仲間づくりをします。

⑥児童会活動の充実

＊異学年交流を通じた人間関係づくり

「1年生を迎える会」「1年生入学時の紙芝居読み聞かせと朝のお世話」「縦割り班活動」「運動会」「あかねっこ発表会（フリー参観時）」「6年生ありがとう会」等。

(3) 教育活動全体を通じた道徳教育・「いのちの教育」の推進

①社会・自然・交流体験の充実

＊6年間を見通した計画を基に、豊かな体験活動を設定していきます。

②命や人権の尊重

＊道徳教育、いのちの教育、人権教育、「ソーシャルスキル」を推進します。

ア：「いじめ」の本質や構造の理解

【いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許される行為ではない】

イ：自分自身の生活や行動を省み、いじめ抑止につなげていく道徳教材や資料の提示

ウ：6年間を見通した「いのちの教育」・「ソーシャルスキル」の計画

＊児童を傷つけたり、いじめを助長したりするような不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に注意します。

(4) 教職員の資質能力の向上

①全教職員の気づきが基本

＊児童の些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていきます。

②授業公開

＊校内で授業を公開し、互いの授業を参観し合う機会を位置づけます。教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点からもアドバイスし合います。

③心の通い合う教職員の協力協同体制（授業改善と関連して）

＊互いに、学級経営や授業、生徒指導について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場づくりを推進します。

＊校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制をつくり、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進します。

(5) 学校・家庭・地域との連携

①保護者や地域との連携

* P T Aの各種会議や保護者会において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために研修会や学校・学年便りなどによる啓発活動を行います。

②インターネットを通じて行われるいじめに対する啓発活動や情報モラル研修会

* インターネットを通じて行われるいじめを防止できるように、保護者と連携・協力し、双方で指導します。

* 深刻な誹謗中傷等が発生した場合は、警察等に相談します。

【インターネット上のいじめの未然防止と適切な対応の手順】

〔実態を知る〕	〔いじめの実態を知る〕	〔早期発見・早期対応〕
○インターネットいじめの 類型	○情報モラル指導	○いじめのサイン
・掲示板	○家庭・地域・P T Aとの連携	○相談体制整備
・メール	・フィルタリング	○ネットパトロール
・SNS など	・ペアレンタルコントロール	○削除依頼
	・ネットパトロール	○被害防止の取組
	・研修会 など	

5 いじめの早期発見の取り組み・手立て

いじめは、早期に発見することが早期解決につながります。いじめは、大人や教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいため、児童の些細な変化や発する信号に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することに努めます。

また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報収集を行い、児童や保護者の悩みや不安を積極的に受け止めます。

①日々の観察・・・有効的な「チェックリスト」の活用

- ・健康観察時の声の大きさ・表情
- ・保健室利用回数
- ・休み時間や放課後での雑談

小さな芽キャッチング

- ・グループ内の人間関係の把握・・・気になる言動が見られた場合は、適切な指導を行い、関係修復にあたる。

・教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童について、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を行い、関係修復にあたる。

(例) ・発達障がいを含む、障がいのある児童・海外から帰国した児童や外国人の児童

・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童・被災児童 など

- ・校務支援ソフトを使用し、日々の子どもの様子を記入していくとともに、気になった子どものことも含めて学級間を横断した形で共有を図る。

②個人面談の実施・・・定期(年2回)・臨時の「子どもと語る会」での聞き取り、相談

③「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用

④Q-Uテストによる学級生活状況調査の活用(年2回実施)

⑤児童・保護者対象いじめ発見アンケート調査

⑥各学期1回の「学校生活アンケート(記入式)」での聞き取り、相談

⑦保護者への啓発活動

* いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するなどの啓発活動を行います。

⑧教職員の資質能力の向上

* 児童の立場に立ち、児童の言葉をきちんと受け止め、児童を守る姿勢を大切にします。

* 共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めます。

6 早期対応・解決に向けた取り組み（いじめを認知した場合の対応）

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童とその保護者への助言を継続的に行います。

「いじめ」に組織的に対応するために

1 児童生徒の気になる情報をキャッチ

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) いじめられた児童や保護者からの訴え | (2) 他の児童からのいじめ情報 |
| (3) いじめらしき現場を発見 | (4) 児童の言動からいじめのサインに気づいた |
| (5) 家庭や地域の人からのいじめらしき情報 | (6) アンケート調査、悩み調査 など |

2 情報を受けた教職員は校内で報告（単独での判断・対応は禁物。素早く組織で対応）

- | |
|---|
| (1) 「ふざけ合い」や「けんか」であっても、自分だけで判断や対応をせず、被害性に着目して、「いじめは組織で対応」の原則のもと、あらかじめ定めておいたルートで必ず校長まで報告。 |
| (2) 好意で行った行為であっても、相手に苦痛を感じさせている場合は、いじめに該当すると考え、
(1) 同様校長まで報告。必要に応じて柔軟な対応を検討。（当該児童に聞き取りをする） |
| (3) 情報伝達の微妙な食い違いを防ぐために、簡単な報告書を作成。 |

【報告書の内容】

☐日時 ☐場所 ☐被害者 ☐加害者 ☐内容・状況等

※いじめには、単独で対応しない。他の教員等との連携を図り、組織的に対応する。

※「いじめは絶対に許されない」との強い認識に立つ。

※いじめられている子どもの側に立って判断することが原則。

3 対応会議（1）

- | |
|--|
| (1) 構成員：校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、 教育相談 |
| (2) 資料：いじめ報告書、被害・加害児童生徒に関する資料（家庭環境調査票等） |
| (3) 会議内容 |
| ① 事実確認のための計画 |
| ☐ 被害児童、加害児童、周囲の子との面接 ☐ 役割分担 ☐ 保護者への連絡 |
| ② 事実確認の項目 |
| ☐ いじめの状況（日時、場所、人数、様態や集団の構造） ☐ いじめの動機や背景 |
| ☐ 被害・加害児童の言動とその特徴 ☐ 保護者の知っていること |
| ☐ 教職員の知っていること ☐ 他の問題行動等との関連 |
| ☐ 重大事態に該当している事実か など |

4 事実確認の実施（事実確認は速やかに。集約は文書に。）

- | |
|---|
| (1) 事実関係が確定するまで、対応会議の中で何度も確認内容を集約する。 |
| (2) 事実確認を行うときの留意点 |
| ① 被害児童に対して |
| ☐ 教師は被害者の見方（味方）に立ち、子どもを支える立場で接する。 |
| ☐ いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にならず、気持ちに添って話を聞く。 |
| ② 加害児童に対して |
| ☐ いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならずに受容的に聞く。 |
| ☐ いじめには、けんか両成敗的な指導はしない。 |
| ③ 被害・加害児童の保護者に対して |
| ☐ 保護者とは直接会って面談をし、保護者の立場や心情を十分配慮しながら、現段階での状況と今後の対応について説明する。 |
| ☐ 保護者の考えや課題が具体的に何であるかを確認し、話を終えるよう配慮する。 |
| ④ 周囲の児童へ |
| ☐ 事実を確認する段階では、安易に善し悪しの判断はしない。 |
| ☐ 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。 |
| ☐ 当事者以外から情報提供されたとき、情報源に迷惑がかからないように配慮する。 |
| ⑤その他、特に配慮が必要と思われる児童については、適切な支援・指導を組織的に行う。 |
| ・障がいのある児童 ・帰国子女及び外国人の児童 ・性同一性障がい等に係る児童 |
| ・被災児童 など |

5 対応会議（２）（市教委へ第一報）

（１） 会議の内容

① 指導方針の検討と決定及び指導体制の確立

【指導体制（役割分担）】

- ☐被害児童担当 … 担任、養護教諭
- ☐加害児童担当 … 生徒指導主任、担任
- ☐保護者との連携担当 … 教頭、教務
- ☐周囲の児童担当 … 教務、担任

②いじめが長期化・複雑化した場合の、関係機関との連携の必要性の有無

※それぞれの子どもにとってのキーパーソンを考え、指導チームのメンバーは臨機応変に編成する。

6 いじめ解決への指導・支援と人間関係の回復

被害児童担当	加害児童担当	保護者との連携担当
☐ つらさや苦しさに共感的理解を示す。 ☐ 解決まで必ず守り通すことを伝える。 ☐ いじめ防止への強い姿勢を伝える。 ☐ 親やいじめた子どもへの働きかけについて相談しながら進める。 ☐ 自信をもって学校生活を送れるように、継続指導を行う。 ☐ 加害児童及び周囲への影響を考慮して指導・支援にあたる。	☐ 行為を中立の立場で冷静に確認する。 ☐ いじめの意図を確認する。 ☐ 本人気持ちを理解し、継続的にかわっていく。 ☐ 集団の場合は、個別指導と並行して、グループへの指導を継続して行う。 ☐ きちんとした謝罪と今後の決意を表明させる。 ☐ 長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方について確認する。	（１）被害児童の保護者へ ☐ 確認した事実関係を正確に伝える。 ☐ 学校の安全管理が十分になかった場合は、率直に認め、謝罪する。 ☐ 再発防止策等、指導方針を具体的に説明し、理解を得る。 （２）加害児童保護者へ ☐ 確認したいじめ行為等について正確に伝える。 ☐ 学校としての対応について説明し、保護者の協力が不可欠であることを伝える。 ☐ 謝罪について確認、相談する。
周囲の児童担当		
☐ いじめられている子どものつらい気持ちを考えさせるとともに、いじめの卑劣さを理解させる。 ☐ はやし立てる行為は、直接手を下さなくても、いじめと同じであるとことを理解させる。 ☐ いじめを止めたり、教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。		

7 対応会議（３）（継続指導・継続観察）

（１） 経過観察について

- ☐「いじめのサインはないか」「交友関係はどうか」「意欲的に生活できるようになったか」「保護者との定期的な連絡」などの観察後、三者面談（本人、保護者、担任等）を行い、「いじめられている」という本人及び保護者の意識について、現状を確認する。

（２） いじめのその後についての検討

- ☐「発生したいじめが解決したと判断できるか」「これまでの指導・支援の方針を再検討する必要があるか」について、指導後の状況を多角的に確認する。（本人、周囲、保護者などからの定期的な聞き取り）

8 対応会議（最終）

- ☐いじめの解消判断を行う。解消は、少なくとも次の①と②の要件を満たすものとする。

①「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的・身体的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること。（少なくとも３ヶ月以上）

②「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童本人及びその保護者に面談等により確認する。

→ 解決していない場合は、**5. 対応会議（２）** へ戻り、再検討。

→ 解決した場合は、**いじめ再発防止・予防的取り組み** へ移行。

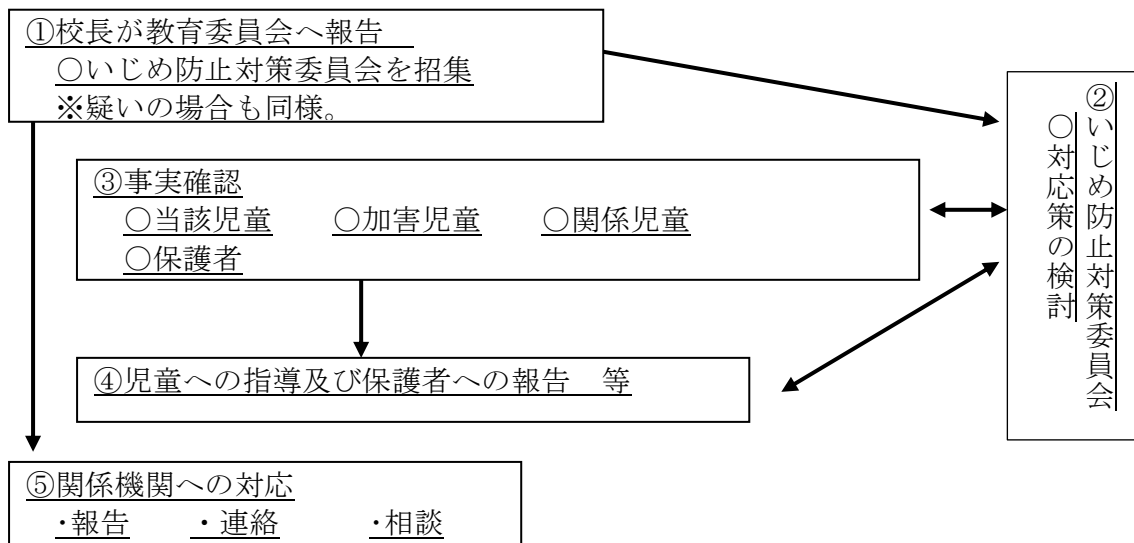
7 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた時。
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。（いじめ防止対策推進法 第28条）より
- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時は、重大事態が発生したものととして、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の連絡体制、対応



(3) 教育委員会や関係機関との連携

- いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、教育委員会及び警察（成沢交番）と連携して対処します。また、児童の生命、心身または財産に重大な損害が生じる恐れがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めます。

8 公表・点検・評価

- 「学校いじめ防止基本方針」を公表します。
- いじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応を取ります。
* 「いじめ発見調査アンケート」・「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- いじめ問題への取り組みを学校評価の項目に加え、保護者、児童、職員で評価します。評価結果から、改善策を検討し、課題を克服するための実践をします。（計画→実行→評価→改善）
- 点検・評価に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を見直します。

◇ いじめ対策年間計画 ◇

□教職員間の活動

○児童・保護者への活動

	年 間 計 画	留 意 す る こ と
4 月	☐ 学年間の情報交換と個別の指導記録（学級経営案）の引き継ぎ 「学級担任間」 ☐ いじめ対策に関わる共通理解（確認・周知）と「いじめ防止対策委員会」の編成 「職員会議」 ＊「蔵王二小いじめ防止基本方針」の確認 ○いじめ防止に対する教師の決意表明 「学級・始業式」等 ○児童の人間関係づくり・学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発「保護者会」	・記録を教職員間で確実に引き継ぎます。 ・学校が、いじめの問題に本気で取り組む姿勢を示します。
5 月	☐ 校内研修「いじめの早期発見と指導のあり方」 ☐ 学校運営協議会① ○「Q-Uテスト」による学級生活状況調査の実施と分析	・「Q-U」の結果を「子どもを語る会」で共有し、全教職員で指導に生かします。
6 月	○学校行事「あかねっこ宿泊学習」を通した人間関係づくり ○「いじめ発見調査アンケート」・「学校生活アンケート」の実施と公表 ○アンケートの結果をもとに「子どもと語る会」の実施	・児童の人間関係に変化が表れやすいこの時期に児童が訴える機会を複数回確保します。（いじめ対策点検に生かします。）アンケートの集計はその日の内に終え、事実確認や当該児童の指導等は速やかに行います。
7 月 8 月	☐ 外部の研修や外部講師を招いた研修	・教職員の資質能力の向上を図ります。
9 月 10 月	☐ 学校運営協議会② ○学校行事「運動会」・「あかねっこ学習発表会」を通した人間関係づくり	・児童主体の活動を保障し、活動の意欲を高め、自覚を促す支援を心がけます。
11 月	○「いじめ発見調査アンケート」・「学校生活アンケート」の実施 ○アンケートの結果をもとに「子どもと語る会」の実施 ○「Q-Uテスト」による学級生活状況調査の実施と分析 ○校内研修について	・この時期も児童の人間関係に変化が表れやすいと捉え、実施します。 ・「Q-Uテスト」の5月と比較した結果を「子どもを語る会」で共有し、全教職員で指導に生かします。 ＊1回目と2回目を比較・分析し、よりよい人間関係づくりと指導に生かします。
12 月	☐ ○「学校評価」の実施と公表、「いじめアンケート」の公表	・教職員、児童、保護者の意見を聞きます。
1 月	☐ 学校運営協議会③ ○「学校評価」の公表	・教職員、児童、保護者の評価結果から、改善策を検討し、課題を克服するための実践をします。
2 月	○「学校生活アンケート」の実施 ○情報モラル指導の実施 ○アンケートの結果をもとに「子どもを語る会」の実施 ○「学校評議員会」の実施と情報交換 ○校内研修について	
3 月	☐ 「個別の指導記録」の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 ☐ 小中の情報連携のための連絡会 ☐ いじめ防止の取り組みの検証と「基本方針」の見直し	・記録を教職員間で確実に引き継ぎます。

※「子どもを語る会」は毎週火曜日実施